

一般競争入札の公告

令和7年8月4日

グループホームここ音新築工事について、条件付き一般競争入札を行いますので、その内容を公告致します。

株式会社マクロ・コム・ジャパン
代表取締役 吉田 満

- | | | | | |
|---------|------|------------------------------------|-----------------------|--|
| 1. 建築主 | 住所 | 富山県中新川郡立山町寺田 1571 番地 4 | | |
| | 氏名 | 株式会社マクロ・コム・ジャパン | | |
| | | 代表取締役 吉田 満 | | |
| 2. 対象工事 | 工事名称 | グループホームここ音新築工事 | | |
| | 工事場所 | 富山県滑川市上小泉 1840-5 | | |
| | 工事期間 | 2025 年 9 月 8 日から 2026 年 2 月 28 日まで | | |
| | 工事概要 | 工事種別 | 新築 | |
| | | 建物用途 | 障害者グループホーム | |
| | | 敷地面積 | 566.89 m ² | |
| | | 建築面積 | 156.26 m ² | |
| | | 延べ面積 | 299.55 m ² | |
| | | 構 造 | 木造 軸組構法 | |
| | | 規 模 | 地上 2 階 地下 0 階 | |
| | | 入札方法 | 条件付き一般競争入札 | |
| | 予定価格 | あり（非公開） | | |
| | 設計監理 | 株式会社金原建築設計事務所 | | |

3. 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次にあげる条件をすべて満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

- (1) 富山県内に本店又は建築業法に基づく許可を受けた支店(営業所)があること。
- (2) 令和 7・8 年度富山県建設工事入札参加者資格名簿(建築一式工事)に登録されている者。
- (3) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けている者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。
 - (ア) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
 - (イ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
 - (ウ) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であると認められること。
 - (エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。
 - (オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。
 - (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 建設業法第 28 条第 3 項の規定により、新潟県、石川県及び富山県の区域内において営業停止を命ぜられた者であって、当該営業停止期間中のものでないこと。
- (6) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、富山県建設工事等停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 配置予定技術者として、営業所専任技術者以外に 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を配置できること。
- (8) この公告の日から起算して過去 10 年以内に元請けとして木造軸組構法で延べ面積 60 坪以上の新築工事を完了した実績を有する者であること。

4. 入札参加の申請方法

入札希望者は、「一般競争入札参加申請書」に必要事項を記載し提出すること。

※申請書の書式はマクロ・コム・ジャパンホームページからダウンロードしたものを用いること。

※申請書を提出しないものは入札に参加できないものとする。

- | | |
|----------|---|
| (1) 申請期間 | 2025 年 8 月 4 日（月）から 2025 年 8 月 8 日（金）まで |
| (2) 申請時間 | 10 時から 12 時
郵送、または持参
※持参する場合は事前に連絡を入れること。 |
| (3) 申請場所 | グループホーム逢の希（株式会社マクロ・コム・ジャパン）
住所 上市町上経田 5－1
電話 076-473-3611 |

5. 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、

2025 年 8 月 12 日（火）17 時まで原則 E メールにより通知する。

6. 設計図書の配布

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 日時 | 2025 年 8 月 12 日（火）17 時まで |
| (2) 配布方法 | 株式会社金原建築設計事務所より E メールで配布する。 |

※設計図書は入札後破棄すること。

※設計図書配布時から変更内容があれば入札質疑回答で反映する。

7. 設計図書等に関する質疑および回答

- | | |
|------------|--|
| (1) 質疑提出期限 | 2025 年 8 月 15 日（金）17 時まで |
| (2) 質疑提出方法 | 配布する質疑書（エクセル形式）に記入の上、メールにて提出 |
| (3) 質疑提出先 | 株式会社金原建築設計事務 担当：野村 nomura@kanahara.jp |
| (4) 回答方法 | 2025 年 8 月 20 日（水）17 時まですべての入札参加者に、
すべての質疑内容に対して、E メールにて回答書を送付。 |

8. 入札の日時及び場所

- | | |
|--------|---|
| (1) 日時 | 2025 年 8 月 25 日（月）10 時 |
| (2) 場所 | 特別養護老人ホーム湯崎野苑（会議室）
住所 上市町湯崎野 2 0 6 番地 1
電話 076-464-3678 |

- (3) 提出書類
 - (ア) 入札書
 - (イ) 委任状（代理人による入札場合のみ）※入札書及び委任状の書式は「入札参加資格の確認の通知」のメールに添付するものを用いること。

9. 入札方法と落札者の決定等

- (1) 入札者は、消費税（10%）込みの金額を記入した入札書を封筒に入れ、代表者印にて封印して提出する。
- (2) 予定価格の制限内で、最低価格をもって入札した業者を落札者とする。
- (3) 落札者なり得るものが2者以上の場合は、くじ引きにより決定する。ただし、該当者はくじ引きを辞退することはできない。
- (4) 再度入札は1回のみ実施し、前回の入札の内最低入札額以上の価格で入札したものは失格とする。
- (5) 2回目の入札でも落札者の無い場合は、最低額を入札した者と随意交渉できるものとする。

10. 契約及び支払いについて

- (1) 本工事の請負契約は、契約書を作成する。
（民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款により落札者が作成する。工事費内訳書も添付する。）
- (2) 工事の内容や期間など重要な事項等に変更が生じる場合は、契約者双方が協議の上契約内容を変更する。
- (3) 支払条件
原則下記の3回に分割して行う。
 - 1回目（契約時）請負金額の25%
 - 2回目（上棟時）請負金額の35%
 - 3回目（完了時）残金※落札者との協議に応じる。

11. その他

- (1) 請負金額の変更
工事請負契約締結後の如何にかかわらず、請負代金額の合意後は、明らかに発注者の指示により仕様を変更する場合以外は、請負代金額の増額は一切行わない。
（総合図・施工図の検討により結果的に請負者が当初入札時に想定・積算した仕様・数量と差異が発生した場合においても請負代金の増額は一切認めない）

(2) 安心安全対策

工事範囲のみならず周辺道路の安全にも配慮すること。

(3) 周辺道路

本工事に伴い発生する周辺道路の補修・改修に伴う一切を工事費に含む。これは、表層の補修の他、必要に応じて実施する交通標識・電柱・植栽・歩道切り下げ・埋設インフラ設備等の新設および移設も含まれる。

(4) 火災保険等の要否

請負人は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に加入すること。尚、保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく提示すること。

(5) 現場経費

(ア) 式典費用

本工事施行に伴う式典費用(地鎮祭)は現場経費に含む。

(イ) 負担金

本設引き込み後、完成引渡までの間、電気・ガス・上下水道の基本料金および使用料は、各種機器の試運転に要する費用を含め、すべて本工事に含む。
本設の電力引き込み工事および負担金・水道・ガス・排水本管接続工事および負担金は、本工事に含む。

(ウ) 敷地内インフラの付け替え等は本工事に含む。既存図面は水道局で取り寄せを行い、現地調査を必ず行い、現状を確認し着手をすること。

(エ) 現場においての決定事項はすべて施工図で行う。施工図を作成する担当者を現場に常駐させること。建築・構造・設備・メーカー図を含めた総合図を作成すること。各種メーカーとの詳細打ち合わせをしたものを検討図として建築図全体に反映した施工図とすること。このための経費は本工事に含めるものとする。

(オ) 竣工図は意匠図含めてすべて請負者が作成すること。

(カ) 政指導や建築確認審査機関や消防等の指摘により変更や追加も含めて請負者の負担とする。

(キ) 物価変動に伴う工事費の追加は認めない。

(ク) 検査・試験に要する費用

発注者・建物管理者・工事管理者・設計者等が工事材料・製品等の検査・試験に要する費用は本工事に含む。

(ケ) 現場事務所の設置について

事務所を当計画敷地内に確保できない場合は、計画地近辺（原則として地上）での設置となる。その場合の賃料等は、請負者負担とする。

(6) 官公庁その他への手続、現場対応

- (ア) 工事施工上に必要な諸届け、仮設用電気・給排水の引き込み手続き、道路その他第三者監理の土地使用の手続きなどは、一切請負者で行う。
- (イ) その他、建築確認申請の変更手続や完了検査手続等、本工事に関連して発注者が必要とする官公署との協議、許認可取得にかかる折衝、書類作成等手続きなど、設計監理者の確認のもと図書作成に協力すること。

(7) 近隣対応

- (ア) 本工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については、法に抵触しないよう留意し、一切請負者において処理・解決し、その費用を負担する。
- (イ) 法規制や条例に従い、また発注者の指示により、必要に応じて本工事着手前に近隣に対する工事説明を行うこと。
- (ウ) 本工事の近隣担当者を専任し、近隣の苦情に迅速に対応すること。
- (エ) 必要に応じて敷地周辺道路に夜間仮設照明を設置し、周辺と同程度の明るさを確保すること。
- (オ) 工事中の電波障害は本工事に含む。
- (カ) 近隣は住宅地であるので低振動、低騒音につとめ近隣に配慮すること。

(8) 引渡前後の業務に含まれること

- (ア) 試運転・調整、総合性能確認の実施
- (イ) 鍵やカードキーなどセキュリティ関係の調整
- (ウ) メーターの検針確認
- (エ) 設備・機器番号の採番
- (オ) 建物管理者への引継ぎ及び取扱い説明書の提出
- (カ) 施設運用準備への協力
- (キ) 全ての工事の設計図書の修正・竣工図書・施工図等の作成

(9) 災害防止・安全対策・法令遵守

請負者は、本工事の施行に関し、いかなる災害も発生しないように十分に安全対策を行い建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他の関連法令等に従い適切に処置すると共に、特に第三者への災害の防止、公害防止につとめる。